

栃木県感染症対策連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、栃木県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 協議会は、法第10条の2第2項及び第3項に規定するもののほか、次の事項について協議する。

- (1) 法第10条第1項の規定により定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）の実施状況に関する調査、分析及び評価に関すること。
- (2) 感染症の流行に係る情報収集・提供に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

2 県は、予防計画の策定又は変更について協議会の委員の意見を聴くものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体又は機関のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 栃木県
- (2) 宇都宮市
- (3) 感染症指定医療機関
- (4) 診療に関する学識経験者の団体
- (5) 消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条各号に掲げる機関をいう。）
- (6) その他関係機関

(専門委員会の設置)

第4条 協議会の下に、専門的な役割を担う組織として、次の委員会を置く。

- (1) 結核・感染症サーベイランス委員会

2 前項の専門委員会の他に、会長が必要と認めた事項について協議する専門委員会を臨時に置くことができる。

3 各委員会の運営等に関する事項は、別に定める。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の構成員は、別表に掲げる所属の者とする。
- 3 協議会の事務局における庶務は、感染症対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年4月1日から適用する。

別表（第 8 条関係）

区分	所属
県の機関	感染症対策課
	県西健康福祉センター
	県東健康福祉センター
	県南健康福祉センター
	県北健康福祉センター
	安足健康福祉センター
	保健環境センター
	動物愛護指導センター
	教育委員会事務局健康体育課
保健所設置市の機関	宇都宮市保健所
	宇都宮市衛生環境試験所